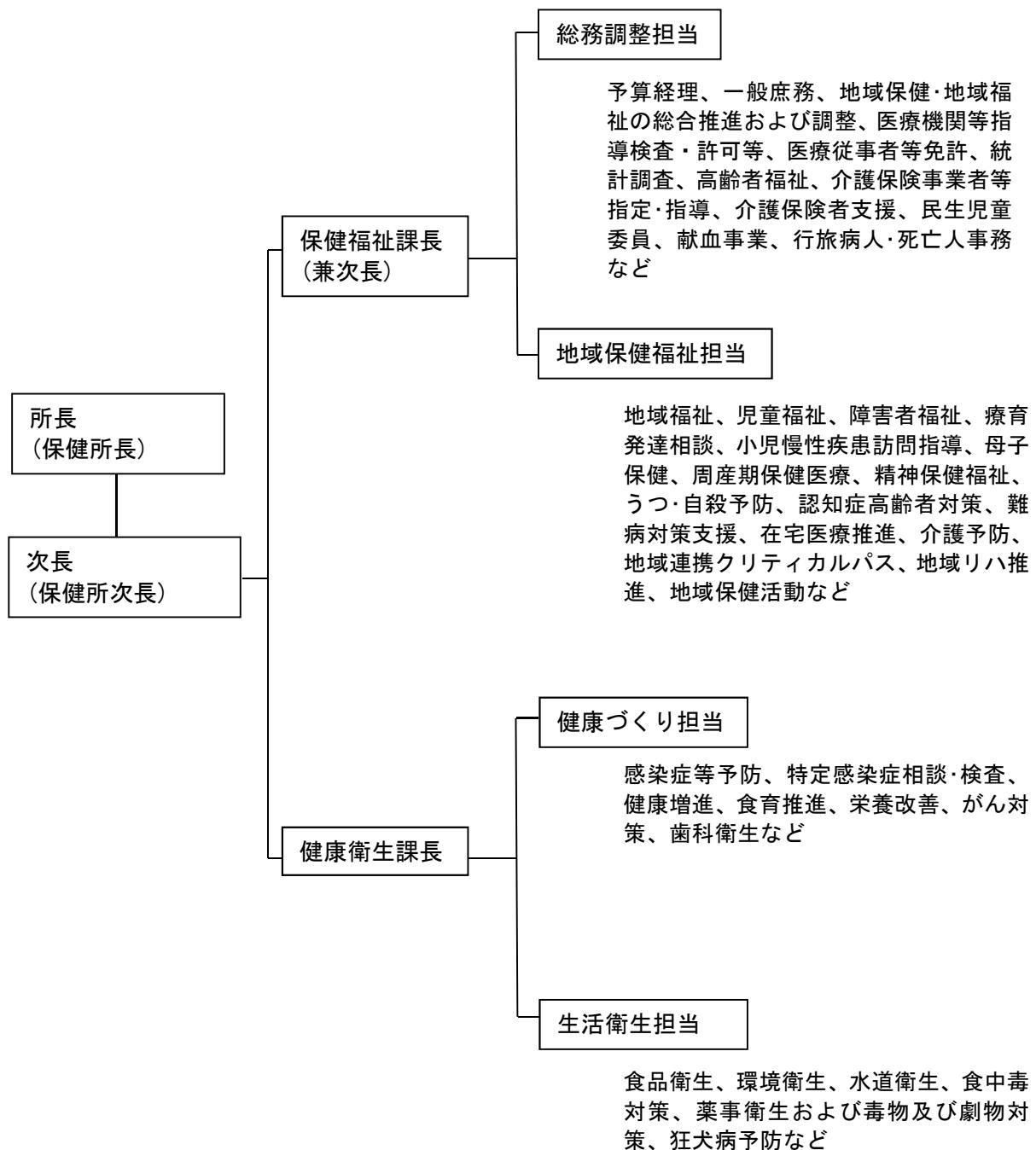


第23 湖北健康福祉事務所の概要

1 湖北健康福祉事務所（長浜保健所）組織図

平成24年4月1日現在



2 湖北健康福祉事務所（保健所）の沿革

—長浜—

昭和 13 年 5 月 14 日	滋賀県告示第 303 号をもって滋賀県保健所設置規程公布
13 年 6 月 4 日	滋賀県告示第 374 号をもって名称・位置・受持地域を告示し、同日付けで開所。受持地区：湖北 3 郡（伊香・東浅井・坂田郡人口 141,421 人）ただし、事業所は、建築竣工まで県衛生課に仮事務所を置く。
13 年 7 月 21 日	庁舎落成式を挙行し、実務につく。
14 年 4 月 1 日	看護婦養成を開始。
14 年 5 月 1 日	長浜細菌検査所設置（併設）。
16 年 2 月	優生結婚相談所設置（併設）。
16 年 9 月 25 日	保健婦の養成開始。
19 年 3 月 6 日	長浜県民修練所設置。
19 年 10 月 1 日	長浜簡易保健相談所を統合。
19 年 10 月 1 日	木之本保健所新設に伴い伊香郡分離。
25 年 11 月 1 日	長浜優生結婚相談所設置。
25 年 12 月	歯科開設。
26 年 9 月	衛生教育展示室を拡大整備。衛生教育模範保健所に指定。
27 年 5 月 17 日	優生保護法の一部改正により長浜優生結婚相談所を長浜優生保護相談所と改称。
27 年 8 月 1 日	隣接地に増築完了（建坪 181 坪敷地 400 坪）。
27 年 9 月 1 日	長浜性病診療所設置（併設）。
30 年 9 月 1 日	県立保健所の課制施行に伴い、庶務・保健・衛生の 3 課設置。
36 年 4 月 1 日	保健所の型別人口別格付によって U R 3 型に格付けされる。
43 年 11 月 2 日	滋賀県長浜市平方町 1152 番の 2 に新庁舎起工。
44 年 4 月 1 日	滋賀県立長浜保健所を滋賀県長浜保健所に改称。
44 年 5 月 15 日	新庁舎完成・移転。
45 年 4 月 1 日	保健予防課制施行。
49 年 4 月 1 日	庶務課・保健予防課・衛生課・検査課の 4 課制施行。
51 年 4 月 1 日	保健所の型別人口別格付によって R 3 型に格付けされる。
52 年 4 月 1 日	庶務課・保健予防課・衛生課・環境公害課・検査課の 5 課制施行（人員 33 名）。
54 年 10 月 1 日	庁舎増築および改造工事着工（検査室・研修室・乳幼児精神発達観察室・社会復帰教室増築面積 182.25 m ² ）
55 年 3 月 31 日	庁舎増築および改造工事完工。
57 年 9 月 5 日	事務室拡張工事（26.26 m ² ）完工。合計事務所 140.31 m ² 。
62 年 2 月 12 日	合併浄化槽および同機械室（4.59 m ² ）完工。
62 年 4 月 1 日	環境公害課のうち彦根保健所管内が除外される。
62 年 9 月 22 日	庁舎増築および改築工事着工（事務室・所長室・更衣室・印刷室等増築面積 72.45 m ² 合計事務所 212.76 m ² ）
63 年 2 月 18 日	庁舎増築および改築工事完工。
平成 4 年 4 月 1 日	環境公害課を環境保全課に、検査課を検査室に改称。
9 年 4 月 1 日	木之本保健所が保健所の統廃合により長浜保健所木之本支所と

	なる。
	環境保全課の事務が県事務所に移管される。
	保健予防課を健康増進課に、衛生課を生活衛生課に、検査室を検査課に改称。
	保健福祉推進担当を設置。
	生活衛生課に生活衛生係と食品監視係を置き、県庁公衆衛生課食品衛生専門監視班の業務を食品監視係に引き継ぐ（担当彦根・長浜保健所管内）
10年4月1日	県福祉事務所と保健所の組織統合により、湖北福祉事務所と長浜保健所が統合され長浜健康福祉センター長浜保健所となる庶務課と保健福祉推進担当を併せ、健康福祉課を設置。
10年7月7日	庁舎増築工事着工（別棟O A機器室、会議室等増築面積 59.1 m ² 合計事務所 271.86 m ² ）
10年9月19日	庁舎増築工事完工
13年4月1日	長浜県事務所、長浜健康福祉センター（木之本支所、長浜土木事務所木之本土木事務所が組織統合され湖北地域振興局となる長浜健康福祉センター（長浜保健所）は、湖北地域振興局地域健康福祉部（長浜保健所）となる。
17年4月1日	総務調整課を廃止し、健康福祉課に統合、生活衛生課の食品監視担当を廃止し、本庁生活衛生課食の安全推進室食品安全指導担当に業務を統合
17年7月1日	生活衛生課の検査担当を廃止し、衛生科学センターに業務を統合
18年4月1日	健康福祉推進課を保健福祉課に改める。生活衛生課を健康衛生課に改める。健康づくり担当を健康衛生課に移管
21年4月1日	湖北地域振興局地域健康福祉部（長浜保健所）から湖北健康福祉事務所（長浜保健所）となる。

一木之本一

昭和19年10月1日	旧保健所法（昭和12年4月5日法律第42号）により設置の長浜保健所から分離。木之本母子保健相談所を併合し、木之本町木之本1900番地に県立木之本保健所を設置。管轄区域：伊香郡1町12ヶ村職員所長以下8名。
22年9月	「保健所法を改正する法律」の公布により、翌昭和23年衛生行政事務を木之本警察署より引き継ぎ。
23年10月	保健所拡充計画に基づき木之本町木之本739番地に庁舎建築工事着工。
24年4月	庁舎建築工事完工。昭和23年7月公布の優生保護法に基づき、県立木之本優生保護相談所併設。
26年10月	標準保健所規格施設整備のための庁舎増築工事着工（会議室・診察室）
27年3月	庁舎増築工事完工（職員：所長以下17名）。
30年9月1日	県立保健所課制実施に伴い庶務課・保健衛生課の2課設置職員：所長以下21名）
37年12月	レントゲン設備の充実（直接・断層）によりX線室増改築。
39年10月	医師の不足対策として非常勤医師を嘱託。

40年4月	保健所機構の整備に伴い、主査・婦長を置く。
42年4月	保健所の課制変更により庶務課・保健予防課・衛生課の3課設置（職員：所長以下18名）
44年4月1日	条例の改正により滋賀県木之本保健所と改称。
45年10月	食生活改善指導のため、会議室の一部を改築して栄養指導室を設置。
49年4月1日	保健予防課の予防係を保健予防係に保健係を保健指導係に改称同時に婦長制廃止。
51年4月	保健所に次長を置く。
58年7月	木之本町黒田1234番地に木之本土木事務所との合同庁舎として完工移転。
平成 9年4月1日	保健所の統廃合により長浜保健所木之本支所となる。
10年4月1日	県福祉事務所と保健所の組織統合により、湖北福祉事務所と長浜保健所が統合されたことに伴い、長浜健康福祉センター木之本支所（長浜保健所木之本支所）となる。
13年4月1日	長浜県事務所、長浜健康福祉センター（木之本支所、長浜土木事務所、木之本土木事務所が組織統合され湖北地域振興局となる。 長浜健康福祉センター木之本支所（長浜保健所木之本支所）は湖北地域振興局地域健康福祉部木之本支所（長浜保健所木之本支所）となる。
21年4月1日	湖北地域振興局地域健康福祉部木之本支所（長浜保健所木之本支所）から湖北健康福祉事務所木之本支所（長浜保健所木之本支所）となる。
22年4月1日	湖北健康福祉事務所木之本支所（長浜保健所木之本支所）を湖北健康福祉事務所木之本出張所（長浜保健所木之本出張所）とする。
23年3月31日	湖北健康福祉事務所木之本出張所（長浜保健所木之本出張所）を廃止。